

令和2年9月議会

八尾春雄が4項目にわたり一般質問を行いました

○議長(坂野佳宏君) 休憩を解き、再開いたします。

次に、14番、八尾春雄議員の発言を許します。14番、八尾春雄議員！

○14番(八尾春雄君) 14番、八尾春雄でございます。一般質問をいたします。

初当選以来、今日が実は50回目の一般質問でございます。休むことなく一般質問をし続けておりますけれども、なかなか町の対応も固くて、住民の皆さんに喜んでいただけないことが続いておりますので、今日の答弁は、ぜひよろしくお願ひしたいものでございます。

共産党議員団は、昨年の12月と今年1月にかけて、町内のほぼ1万1,500軒ほどの住宅に「くらしのアンケート」というのをお配りをして、住民の皆さんの要望を承る、そういう活動をしてまいりました。今日の取り上げた4件についても、その中からヒントを得て、住民の方と相談をして、ぜひこれは取り上げてもらいたいということでやっておるものでございます。共産というのは日本語にはございません。コムですね。コミュニティとか、それからコミュニケーションとか、それから私らのような共産党になりますね。そういう名前でございます、ラテン語の共同という意味のコムというのを付けると、日本コミュニティ党でございます。そういう意味で皆さんにも御理解をいただきたいなと、こんな思いで始めますので、よろしくお願ひをいたします。

今回は、いつも早巻きで町長に答弁をお願いしております、ちょっとまずいなと思いましたので、4本に絞りました。

1番でございます。葛城川の枯木橋から曾我川の的場橋までの町道整備について。

広陵高校前を東西に走る650メートルほどの町道は、都度の個別補修は行われてきたが、管理が県から町に移管されて以降、本格的な舗装工事がなされていない。奇妙な形態の歩道についても住民や高校生から苦情が聞かれる。

1、全面舗装工事の計画があるとのことだが現時点での計画の内容を明らかにしてほしい。大字・地元住民への周知と協力依頼はどのように行うのか。

2、農業用水路にセメントのふたをしている歩道、勾配のかかる歩道、真ん中に電柱が鎮座している歩道、クランク状の歩道など改善の必要がある。どうする予定か。

大きな2番目でございます。土地改良区からの脱退一時金について。

長らく農業を営んできたが、後継者難や収益性などに限界を感じ、農業経営を断念する事例もある。

1、農業を廃業する場合の手続きとして土地改良区への脱退一時金の支払いがある。しかし大きな金額に耐え切れず、事実上農業は廃業したのに、毎年の水利費の負担等でのぐ選択をする場合もあるとのこと。町はどのように対応しているのか。

2、農業委員会では、この問題でどのような審議をしているのか。

大きな3番目でございます。大字(自治会)への住民の個人情報提供について。

協議費・区費・自治会費等、呼称はいろいろだが、構成メンバーから大字(自治会)に対して入金すべき金額の算定について質問する。

1、所有する不動産価額・個人・事業の所得額・世帯人員などの情報を町は大字(自治会)にいつまで情報提供していたのか。現在も行っているのか。

2、不動産の処分や事業の廃止、あるいは人員の異動などにより、該当世帯の家計が大きく変化した時にど

のように金額を変更するのがよいか指導・助言しているのか。

大きな4番目でございます。道路の停止線・横断歩道・側道などの表示等について。

安全性な道路は、歩行者も自動車運転手も希望するところだ。

1、表示が消えかけたり、見えなかったりなどは、町職員が巡回して発見するだけでなく、地元住民からの通報が最も早く確かなものとなる。例えば、年1回全町の「ここが消えている」調査を実施してはどうか。既に廃止されて久しいが、毎年秋に自治会が町長への要望を提出する仕組みがあった。復活を検討してほしい。

2、歩車分離交差点を希望する場合にはどのように手続したらよいのか。

3、笠・ハリサキ線の「自転車専用」と表記した部分は車道であって、自転車専用道路に該当しないのではないか。歩道の自転車走行について過去2回にわたり一般質問してきたが、最終的にどのような結論に達したか。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長(坂野佳宏君) ただいまの質問に対し、答弁をお願いします。

山村町長！

○町長(山村吉由君) 八尾議員さんが50回目の質問をされる記念すべきこの一般質問に答弁させていただくことを光栄に存じます。

まず、1番目の枯木橋からの場橋までの町道整備についての御質問でございます。

一つ目の御質問は、舗装補修の計画についてでございますが、公共土木施設の適正な維持管理並びに長寿命化によるライフサイクルコストの低減は、本町にとっても重要な課題となっております。橋梁につきましては、平成22年度から長寿命化計画を策定し補修、点検、再評価のPDCA(PlanDoCheckAction)を行っています。町道の舗装につきましても、今年度、長寿命化計画の策定を進めております。この舗装長寿命化計画において、舗装補修が必要な箇所の選定や施工の優先順位などを決定することで、来年度から、公共施設等適正管理推進事業債が認められます。計画に従い、順次補修工事を行ってまいります。

なお、舗装補修工事等、交通規制などを伴う工事の着手に当たっては、事前に地元区に説明するとともに、関係住民への周知を図ってまいります。

二つ目の御質問は、歩道の改善についてですが、御要望いただいた歩道につきましては、整備がなされてから年数が経過し、施設の老朽化による不具合が生じております。このため、令和元年度から安全な歩行空間を確保するため、歩道北側の転落防止柵の更新工事に着手しております。引き続き、今年度も残りの区間の防止柵更新を実施いたします。

また、歩道の勾配やクランク部の解消については、沿道の利用及び車道との位置関係を踏まえ、より安全に歩行者が通行できるような対策を検討し、実施してまいります。

2番目の土地改良区からの脱退一時金についての御質問でございます。

一つ目の御質問につきましては、議員御承知のとおり、昨今、農業の担い手の減少と高齢化が深刻化しており、農林水産省のデータによると、令和元年度で農業従事者の平均年齢は67歳、今後、団塊の世代のリタイヤや若い人材の他産業との獲得競争の激化等により、農業従事者は大幅に減少する見込みとなっております。

また、農地面積におきましても、農業委員会の目標及び達成に向けた活動の点検・評価によりますと、広陵町の平成28年度の耕作面積は545ヘクタール、遊休農地面積は2ヘクタールで、合計547ヘクタールでしたが、令和元年の耕作面積は519ヘクタール、遊休農地面積は8.9ヘクタールで、合計527.9ヘクタールと、3年間で農地転用により農地面積が19.1ヘクタール減少し、担い手の減少により、遊休農地が6.9ヘクタール増加しています。農地面積が大きく減少する中で遊休農地が増加している状況です。このような状況の中、農地を農地として維持していくことが難しくなっており、耕作環境の維持・管理が重要な課題と考えております。

そこで、土地改良区からの脱退金についてでございますが、吉野川分水を整備した大和平野土地改良区や、圃場整備を行った地区の土地改良区では、整備した施設を適正に維持管理するため、土地改良区の組合員から賦課金を徴収して、分水の供給や水路等の維持管理を行わなければなりません。農地が減少すると賦課

金が減少し、事業当初からの維持管理計画が立ちゆかなくなりますので、脱退される場合にこれを補償するための脱退金の徴収が必要となります。

大和平野土地改良区は、吉野川分水の受益地を持つ農家が組合員となっております。組合員が受益農地を手放すことになった場合に、大和平野土地改良区に対して手続が必要になります。農地として譲渡する場合は、譲受人が対象農地の組合員となるため、売主に脱退金の必要はありませんが、他の用途に転用して譲渡する場合は、売主は1平方メートル当たり419円の脱退金を大和平野土地改良区に支払う義務があります。また、圃場整備を行った地域の土地改良区では、土地改良区ごとに定められた取決めにより、転用する際に脱退金等が必要になる場合があると聞いております。

二つ目は、このことに対する農業委員会の対応ですが、農業委員会で農地転用における脱退金について審議することはありませんが、農地に関する権利の譲渡等については、農業委員会の許可が必要となりますので、この許可において、大和平野土地改良区の受益地については、さきに述べた手続が適正に行われているか確認しております。具体的には、農地としての譲渡においては、賦課金の支払い者の変更届出書の添付を義務づけております。農地転用の場合は、転用の許可書等を交付する際に、大和平野土地改良区の脱退金領収書の提示を義務づけております。

3番目の大字(自治会)への住民の個人情報提供についての御質問でございます。

一つ目の御質問の区費・自治会費の算定のための当該大字・自治会に属する住民が所有する不動産、所得や世帯人員等の個人情報についてであります。私の記憶によりますと、過去の時代には、大字・自治会への加入促進を目的として、転入世帯や固定資産に係る情報に関する区長からの問合せに応じていたようなことがございましたが、その後、個人情報保護の取組の中で行わないこととなり、現在も行っておりません。

また、二つ目にお問合せの大字・自治会に属している世帯の家計が大きく変化した場合における、区費・自治会費の金額変更等につきましても、大字・自治会は、地縁による任意団体として、それぞれが独立して自律的に運営されているものであり、区費・自治会費等につきましても、それぞれの大字・自治会で決定される性格のものであることから、町による一定基準というものも存在せず、指導・助言は行っておりません。

4番目の道路の停止線・横断歩道・側道などの表示等についての御質問でございます。

一つ目の道路標示等の補修等に対する要望の仕組みにつきましては、議員御指摘のとおり、過去には毎年秋口に各大字・自治会から道路維持や農業関係等の要望を提出する仕組みがございましたが、廃止をさせていただきました。その理由としましては、過去からの慣例で行っていたもので、地元で事務的負担をかけながら、提出される要望項目が多く、期待に応えられない状況であったためであります。要望を受け付けないということではなく、現在は、各大字・自治会内で道路標示箇所等の補修、点検等が必要な場所があった場合、随時、要望書を提出していただいております。

対応としましては、横断歩道や停止線等の交通規制に係る要望につきましては、香芝警察署長に対して上申させていただき、交通規制以外の道路標示や道路補修等町管理分については、関係課と協議の上、緊急度の優先順位を設け、順次対応させていただいております。

また、定期的に教育委員会、町担当課が合同で町内各学校の通学路を中心に危険箇所等の点検を実施し、各学校のPTAにおいても、通学路の点検活動等を実施されており、補修等が必要と認められる箇所については、教育委員会を通じて担当課へ要望を上げていただいております。

二つ目の歩車分離交差点を希望する場合の手続につきましては、地域住民の方の同意を得た上で、各区長・自治会長から要望書を提出していただき、町から香芝警察署に上申させていただきます。

三つ目の御質問は、笠・ハリサキ線の自転車専用通行帯についてでございます。議員御指摘のとおり、自転車専用道路ではありません。自転車専用道路は、道路法の第48条の14の第2項において規定されています。縁石線または柵、その他これに類する工作物により車道と明確に区画するなど、自転車が安全に通行できるように独立して整備した道路を道路管理者が指定します。これと異なり自転車専用通行帯については、道路法

ではなく、道路交通法の第20条第2項において規定されております。道路管理者が青色の自転車通行帯の道路標示を行い、警察が自転車通行帯である旨の道路標識を設置し、警察が自転車通行帯として指定するものです。

また、笠・ハリサキ線の歩道につきましては、「普通自転車通行可」の規制が認められた歩道となっております。これは、「自転車専用通行帯」の設置について警察と協議を重ねる中で、道路幅員や交差道路の関係で、定められた幅員が確保できないことから、車両の走行を禁止し、自転車は指定された部分の走行が義務づけられる「自転車専用通行帯」の指定ができず、車両には自転車の走行を優先させ、自転車には走行を指導する「自転車走行指導帯」とせざるを得ない区間が混在することから、「自転車の通行が可能な歩道」を残したまま「自転車専用通行帯」の指定をすることとなっております。この結果、自転車は、歩道と車道に設けた自転車専用通行帯のどちらも通行可能となっております。住民の方が笠・ハリサキ線を自転車で通行の際、どこを通行していいのか混乱しないよう、ホームページなどで周知を行ってまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長(坂野佳宏君) それでは、八尾議員！

○14番(八尾春雄君) 答弁ありがとうございます。1回目の質問と答弁で20分を予定していたんですけど、2分まだ余裕があります。しっかりと質問をしてまいります。

そしたら、ちょっとお隣の岡橋議員に協力をお願いして、問題になっている道路をちょっと見ていただいたらと思います。

車道は、車で走っていただいたら、広陵高校の前の道路ですけど、ガタガタよう音がします。一回走ってみてください。あそこは町道ですから、町が判断すれば、今町長が答弁した内容で進むだろうと、来年の予算で何とかしてもらいたいと、こんな気持ちでございます。

これは上の写真ですけども、田んぼ側のフェンスが白くなっているのは、これは都市整備課のほうでペンキを塗っていただいて、補修をしていただいたんですが、手前の赤茶げたところは、もうさびがきて、いつ壊れるか分からんというような状況になっております。

それから歩道ですけども、手前のところはちょっと見えにくいんですけど、斜めなんですね。真っすぐじゃないんです。斜めになっているんです。それから、クランクのように曲がっていて、セメントの板が何枚か剥がしてありますけど、あれは、あの下が農業用水ですから、その蓋を歩道に転用すると、こういうことをやっているわけですね。近所の方に言わせると、広陵高校の生徒が駅から降りてきて、あそこを歩くたびにトコ音がるんですって。ああ、そろそろ授業だなど、こういうことだそうです。実は、町のほうに調査もお願いをして、住民の方にも出ていただいて、ここが困っているということをやったわけです。それ私ちょっとお手伝いしたんですが、広陵高校の校長先生も出てこられまして、うちのところの生徒、御迷惑かけていないでしょうかというふうに言われたものですから、地元の方は、何を言っておられるんですかと、高校生におばちゃんおはようなんて元気に言われると、一日元気になると非常に喜んでいて、そんなことですから、高校生の話を直接聞きましたけれども、おっちゃん、「私ね。真っすぐの歩道で、それから平らな歩道で、音のしない歩道で歩きたい」と。それから、その下をちょっと見てください。

これは歩道の真ん中に電柱が鎮座しているという、御近所の女の人が4人ほど集まって、どうにかならないのかね、これ、何とかしてほしいわと。車道を歩かざるを得ないので、校長先生は、見つけたら、生徒に対して、あんたら歩道を歩かなあかんやないのって、校長先生こんなん歩けないと言っておられるそうです。ここだけじゃないのかもしれないけど、よくもこんな歩道ができたもんやなど、どないしたらこんな歩道ができるのかなと思うようなひどい歩道でございます。工事をしてから時間がたっているので、なかなか難しいとかって言われましたけれども、これはやっぱり地域の方々の要望であり、かつ学校も通学路ということもありますから、高校とも県とも速やかに協議をしていただくなりして、できるだけ早く解決をしてもらいたいと思うんですけど、そういう認識ございますか。どうですか。

○議長(坂野佳宏君) 中川理事！

○理事兼事業部長(中川 保君) 歩道の形状について、都市整備課の職員も一緒に研究させていただいたというところがございます。過去からの整備の中で、そういうクランクになったような歩道が出来上がっているということもあろうかと思えます。かなり年月がたっていますので、状況の変化等もあるかもしれませんので、そういった部分も含めて改善していきたいというふうに考えております。ただ、一度に全てできるわけではございません。令和元年から徐々にやらせていただいていますので、今後も継続して取り組んでいきたいというふうに考えてございます。

○議長(坂野佳宏君) 八尾議員！

○14番(八尾春雄君) 今、理事がおっしゃったことは正論のように聞こえるんですが、例えば、中和幹線は前広陵町の町道だったんですね。あれが高規格道路だというので、県の管理にしてもらいたいというふうにやったときに、県のほうからは、分かりましたと。しかし広陵町の町内にはちょっと細かい県道がぎょうさんありますので、その管理を町道に移してくださいと、替えっこしてくださいと、こういうことをやったんですね。例えば、萱野の南都銀行の前の南北の通りありますね、お地藏さんのある通り。あそこは地域の住民の方から、20年ほど前に引っ越してきたんだけど、一度も全面的な舗装もされていないので困るんだということがありましたので、私も都市整備課に、これどうにかならないのかということをお聞きしました。そのときには、県のほうは、せっかく町のほうに管理を移管するんだから、そういう要望があるんだしたら、全面舗装せなあかんということでやっていただいたわけですよ。ところが、たまたまそうなったんだろうと思っていますけれども、そのときに、この広陵高校の前の道路は外れたんですよ。だから住民の方の要望をあんまり聞いていないんじゃないかという感じがするんですけど、何でこんなバランスの悪いことになっているんですか。

○議長(坂野佳宏君) 中川理事！

○理事兼事業部長(中川 保君) 地元からは、いろいろ要望を毎年伺っております。その中で、地元としての優先度を決めて、要望を挙げていただいているというふうに思っております。この部分についても、区からの要望というのは直接挙がってきていない状況もございます。ただ、現状は現状ですので、町としても確認をさせてもらって、道路管理者として必要な対策ということで、令和元年から対応させていただいているという状況でございます。

○議長(坂野佳宏君) 八尾議員！

○14番(八尾春雄君) 区からの要望ということがありまして、今回、6月8日に地元の住民の方が町長さんに会いたいと。こういう現状を写真も付けてお願いをされました。私、立ち会いました。そのときに、実は大字のほうとの関係がちょっと疎遠になっていると、今、びっくりしましたけど、三宅町の自治会に会費を納めておられる広陵町の住民の方がおいでになるんですって。だから三宅町とのお付き合いが深いんですね。なかなか広陵町との大字とのお付き合いができてこなかったというようなことも言っておられました。全員がそうなのかどうか私もよく分かりませんが、ただ、大字の区長さんの立場からすれば、やっぱり区に入ってもらって、仲間に入ってもらって、困っていることがあったら教えてねということをやっばり集めて、それで町に対して物を申されるわけだから、ここのところの区のほうから要望が挙がっていないということは、逆に言うたら、もう空白地区みたいになりかねないわけですから、地元の方もその点は非常に心配をしておられまして、どういうふうにしたらいいいのか、今後よく相談をしたいというようなことも言っておられるわけですね。だからちょっとそういう意味で、風通しがもうひとつよくない状態になっていますので、特段の努力をしていただく必要があります。大字の区長さんに言うだけじゃなくて、地元のその対応の、このエリアの方の40軒ほどでございますけれども、住民の方々に対して、町の方針はこういうふうにしたいということをやっばり連絡とか、通知とか、お知らせをしていただく必要があるんじゃないかと僕は思っているんですけども、そういうこととしていただけますか。

○議長(坂野佳宏君) 中川理事！

○理事兼事業部長(中川 保君) 基本的には、区を通じて皆様にはお知らせするという形になってございま

すので、地元区と相談しながら、情報が伝わるような形に考えていきたいと思います。

また、我々としまして、道路管理者としての責任というのもございますので、そういった部分でより丁寧な対応していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長(坂野佳宏君) 八尾議員！

○14番(八尾春雄君) そしたら、ちょっとそういう意味で、特段の努力をしていただくということで、お願いしたいと思います。

2番目の土地改良区からの脱退一時金について申し上げたいと思います。

何から言っているのか分からんほどぎょうさんありまして、1平方メートル当たりの脱退一時金が419円、1,000平方メートル、田んぼ1反、1,000平方メートルあるということは、41万9,000円の金を払わなかったら抜けれないと。この土地改良法という法律を、私、事実上初めて勉強しましたが、第3条の資格のある人のうち、3分の2の人が賛成したら、ほかの人は嫌と言えないと、強制加入だと。それでどうするかといったら、田んぼの区画を四角い田んぼにするだとか、暗渠といいまして、田んぼの下に土管を通して、水はけをよくして、収穫量を増やす段取りだとか、それから配水の用水の確保だとか、そういうふうなことを一生懸命されているのが土地改良区というところですよ。

私、小学校3年生のときに、家の前の田んぼに急に重機が入ってまして、びっくりしたことありましたけれども、そのときおやじから初めて暗渠という言葉聞きまして、どういう意味なのかと分からなかったのを思い出しました。びっくりしましたね。50年ほどたってこんなところでその話をしようとは思わなかったわけですけども、こういうふうに農業を辞められると、辞めざるを得ないという方が増えているということで、午前中の堀川議員の質問でも出ておりました。土地の保全の加減や防災の加減でも関心を持っていますよということで言われていますが、令和元年度の事務報告書には、254ページ、お持ちの方は広げてください。耕地面積の推移というのがありまして、平成29年は539ヘクタール、平成30年は一遍に20ヘクタール減りまして519ヘクタール、令和元年は10ヘクタール減りまして509ヘクタールと、こういうことになるわけです。それで、例えば不動産業者が現れまして、ここに場所いいところやから、ちょっと宅地開発したいので売ってくれと、こういう場合は、宅地の上に今の脱退一時金上乘せして、じゃあ、この値で買ってくれやというような話だってできることは何とかできるんじゃないかと思うんですね。例えば、自分のところで一反持っていて、そこに新宅ですね。次男、三男が新しく家構えるからいうて家建てるときには、この41万9,000円払わなあかんと、こういうことになるわけです。そうすると、実際の負担というのはかなり金額が大きいものですから、どうなっているんだと、農業委員会ではどう議論しているんやというふうにお尋ねをしたんですけども、事務処理はしていると。だから具体的には、これえらいこっちゃねと、こんな負担お願いするということも困ったもんですねというような話は出ていないんですか。

○議長(坂野佳宏君) 栗山次長！

○事業部次長(栗山ゆかり君) 失礼いたします。

土地改良区の脱退金でございますけれども、これについては、大和平野土地改良区の受益地を持たれている組合員の方が対象になると思われるんですけども、これは全てそちらのほうの定款で定めておりますので、農業委員会といたしましては、農地転用する場合に、ここが農業をするために転用されたときに周囲の農地に何らかの影響を及ぼさないかとか、そういう部分については、現地調査を兼ねながら協議はさせていただきますけれども、脱退金につきましては、土地改良区の定款に定めたものとして、これは審議をしているところではないです。

以上です。

○議長(坂野佳宏君) 八尾議員！

○14番(八尾春雄君) 質問の趣旨をなかなか慮っていただけなかったようでございます。守備範囲が違いますよと、縦割りを説明をされたわけです。

それで国連ですけど、2019年から2028年で国際連合家族農業の10年というふうになっているんですね。これが今話題のSDGs、皆さんバッジつけてあるでしょう。この農業版なんですよ。1軒1軒の小さな家族で営む農業というものを大事にしないと環境がうまくいかないよと、あるいは地域の関係がうまく形成できないよというようなことを心配して取り組んでいるわけです。

我がまちは、SDGsの指定都市になったわけですから、そういう点でも、この家族農業をどういうふうにするのかという視点で、今回の脱退一時金のことも含めて、実際に田んぼしていたら、昔だったら1反から8俵取れて、2俵は地主さんに渡すけれども、委託した場合ですよ。2俵渡すけれども、6俵は耕作者の人がもらおうと。その2俵が1俵になり、ゼロになり、今は金を渡さんと耕作してくれないというような、だから水田だけやっていたら生活ができない、こういう状況に追い込まれているわけです。だから農業委員会は、そういうところですよという次長言われたけど、農業委員会しかこの問題について議論する場所ありませんやんか。そんなところまともに農家を応援するという立場でもっとちゃんと仕事してもらわなあかんと思いますが、どうですか。

○議長(坂野佳宏君) 栗山次長！

○事業部次長(栗山ゆかり君) 農業委員会の法律が改正されて、平成27年度から人・農地プランの実質化が義務づけられました。この人・農地プランの実質化といいますのは、農業をしっかりと守っていくということで、これからの地域農業をみんなで話し合おうという、そういうプランでございます。このプランを作成するに当たりましては、各地域のアンケートをとらせていただいて、それから現状把握をさせていただきます。おっしゃられるように、家族農業も大切ですが、今、後継者がいないのが現状で、いろいろなアンケート、特定農業振興ゾーンでもアンケートをとらせていただきましたけれども、なかなか後継者がいない。そして、どうしたらいいかとなりますと、農地を貸したいという方がほとんどでございます。その農地を貸したいという方に、どのように農地を借りていただく方を探すかということになりますと、今は中間管理機構というそういう機構があります。そこのマッチングというところを進めているのが現状でございます。

やはり、農業委員会といたしましては、やはり農地を農地としてきちっと使っていただく、農業をきちっと使っていくというのが目的でございますので、それに向けていろいろと協議はしているところでございます。ただ、家族農業に特化して、それをどうするかというふうな話ではなくて、これからの農業は、昨日もちょっと岡橋議員の答弁にも御回答させていただきましたけれども、やはり集落営農組織、それから地域での農業を守るという、そういう取組が大変必要になってくると認識しております。以上です。

○議長(坂野佳宏君) 八尾議員！

○14番(八尾春雄君) めったにありませんが、私、今ここに農林水産省の文章を持ってきました。農林水産省はどういうふうに言うとかと。日本の家族農業の経営しているパーセンテージ、我が国は97.6%だそうです。EUが96.2%、アメリカが98.7%、大変高いですね。それで、FAO(国連食糧農業機関)というところによると、家族農業は開発途上国、先進国とともに、食糧生産によって主要な農業形態となっており、社会経済や環境、文化といった側面で重要な役割を担っている。また、彼らは地域のネットワークや文化の中に組み込まれており、多くの農業、非農業の雇用を創出をしていると、こういうふうに書いてあります。

実は、自治基本条例の提案をこの後するという、それで議員のところにも傍聴に来てくれと、こういうことで案内がありまして、私、一回だけ寄せていただいたことあるんですが、そこで何が話し合われているかといったら、やっぱり村の行事だとか、地域のつながりということを考えた場合に、農業をもっと大事にせなあかんということがちゃんとやっぱり出ているわけです。だから、今は次長は与えられた仕事をどうやってこなすかということで一生懸命やっているわけですが、今もう一つ重要なのは、そういう目立ったイベントのような取組と同時に、下支えするといいますか、何反持っているのか分からないですけど、一般の農業をやっておられる方が引き続き農業を継続できるようにするために、どういうふうなことをしたらいいのかと。我が家なんて典型でございまして、親の代では15反田んぼあったんですけど、男の子3人で誰も農業継がなかったんです。これはおやじの話でございまして、今から農業をやっても生活ができないから、自分のやりたいことをやれというのがおやじの言い方

だったんですね。だからやりたいと思うかどうかの前に、できなくなってそないなっているわけですよ。だから、今おっしゃった貸したいんだというふうに言われる方も同様だと思います。それで、貸してくれたら耕作しますよということが大量の水田を耕作しているんだけど、最近はそのでもなかなか利益が出ないもんだから、もう返しますよと、あんたのところ自分でしなさいよと、こないなって、そしたらもう田んぼできませんよと、あちこちで耕作放棄地ができて田んぼが荒れると。これはちょっとそのままではいけませんよと、こういう基本的な家族農業でやっぱり経営が成り立つように、少しでも応援の手だてを町が考えるということを議論するのであれば、農業委員会か違うと言うんだったら、それはもうちょっと担当者として研究すべきじゃないかと僕は思うけどね。どういう研究したんですか。

○議長(坂野佳宏君) 栗山次長！

○事業部次長(栗山ゆかり君) 決して、農業コミュニティを崩壊するわけではございません。人・農地プランというのは、この農業コミュニティをどうしていくかというところでございます。広陵町のほうでも、やはり農振地域たくさんございます。その中で、やはり農業を捉えて、コミュニティを形成しているところはたくさんあると思います。その中で、その地域でどうやって農業を守っていくかというところで、集落営農組織という言葉、私、昨日からもちょっと話をさせていただいているんですけども、これは地元でもらうものです。集落営農組織という組織を立ち上げて、若い方がオペレーターになって入ってもらう。みんなでその地域の農地を守っていくと、そういう取組を推進しているというのが現状でございます。やはり、これから一人一人の家族経営の農業では、やはり議員が御心配いただいているように、耕作放棄地もたくさん増えますし、なかなか維持していくことは難しいと思います。その中で、そのコミュニティを活用して集落営農組織を立ち上げる、それが今農政部局で検討していることでございます。以上です。

○議長(坂野佳宏君) 八尾議員！

○14番(八尾春雄君) 別に栗山次長を恨んで言っているわけじゃないので。自民党の農政が、以前、食糧管理制度ということで、生産者には少し高めの価格で生産を保障しながら、消費者には安い米を提供したという時代ありましたやん。それ自由化だなんていって、相場で決めなさいということになるから、米がどんどん下落して、利益が出ないという、こういう政策になっているわけですよ。やっぱり政策の担当者としては、こういう問題がありますよということをちゃんと事実に基づいて言ってもらわないといけないし、防災の観点からも言ってもらわないといけないし、地域のコミュニティを形成する上からも言ってもらわないといけないという、あなたは非常に重要な役割を果たそうとしているわけだから、期待しておりますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

3番目にいきます。大字の住民の個人情報提供について。

私も町長に、この本会議場で役場職員に奉職して、一番期間の長い誰やろうと思ったら、ああ、町長やなと思ったから、町長どうだったんですかと聞こうと思ったんですけど、最初、私の記憶によります、記録じゃない、記憶によりますと、過去の時代にはそういうことあったと、こうなっているわけです。在来地の大字の方からよく相談を受けるのは、あそこの家は、うちのところより構えが大きいし、お商売もしっかりやっていて収入も多そうだと。だけど何でうちのところのほう協議費が高いんやということを説明してくれと、こういうふうに僕に言うから、ちょっと答えに窮するわけです。

それで、町がそういう情報を大字区長に提供していないということを公開の場で認めちゃったわけだから、大字区長はそんなこと知らないわけですね。通知がいかないわけだから知らないわけですよ。だから客観的な条件によって、協議費を積算するなどということは不可能ということになりますが、そういう認識で間違いありませんか。

○議長(坂野佳宏君) 山村町長！

○町長(山村吉由君) 自治会費、あるいは協議費の決め方は歴史があります。それぞれ協議費を決める根拠を昔から引き継がれてきている、地域によって違いますけども、地域ごとに台帳を持っておられて、そこで積算、区長一人が決めておられるわけではなしに、役員さんで相談をして決められている。なかなか変えられないと

いう実情があるように聞いてもございますし、また、思い切って平等割でいこうかというふうに変えられた地域もありますので、大変苦勞されているというふうに伺っております。今の時代に合わないのかどうかというところも検証されている地域があるかと思っておりますので、これからの各大字・自治会はもう平等にやられておると思いますが、旧村の区においては、いろいろ差があるように伺っておりますが、苦勞していただいているなどというふうに思います。

私の記憶によりますと申し上げておりますが、もっと前は、いろいろな家屋敷の面積とか、そういうところまで調べられて台帳に持たれていると、過去のそういう状況もあったというふうに私も先輩から聞いております。

○議長(坂野佳宏君) 八尾議員！

○14番(八尾春雄君) 認識は一致しているんですが、公的などところで負担せよというのは税金でございます。私的などところで負担せよというのは協議費でございます。だからそれに準用してやっている場合が多いんですね。それで、私の住んでいる馬見北5丁目自治会というのは、昭和63年6月12日が誕生日です。結成の日です。私、初代の書記です。もう亡くなりましたけど、道林義治さんという会長から、「八尾君、今度この家にこういう方が引っ越してこられたので、ぜひ自治会に入ってもらおうように君のほうで段取りしたまえ」と。分かりました。班長さんと一回伺ってきますと言うて、町の文書でいどう異動届が、そのときには自治会長のところまで行っていました。今はやっていないですね。やっていないと思います。あんまりそんなことを知る必要もないんじゃないかと僕は思うから、それでいいと思うんですけど、要するに、結論としては、そこに住んでおられる方々がよく相談をして、歴史的経緯があるというなら、その歴史的経緯を踏まえるのか、踏まえないのか、新しい考え方を入れるのか入れないのかということとその構成員の中で民主的によく議論をすると。これまでどうだったのかを含めて提示をして、話し合っていたかどうかということがないと、これは乗り越えられないんじゃないかと。毎年毎年、私が参加しているある大字の初寄りでは、特に女の方々が一体あれはどうなったんだと、こういうようなことをよく言われているわけです。

それから、中には不動産業者が仕入れのために入手をしたところには、協議費をまだもらっていないとか、何か例外措置もやっているときがあるようです。自分がそういう関係を持っていないところに、あんだのところ大字の協議費の在り方についてどうのこうのと言ったら、それはもう干渉ですから。それは自分が関与したところで意見を申し上げるしかないで、それはもう民主的にちゃんと議論して、結論をまとめるというふうにせないかんんだと。これは区長さん、かなり苦勞されることではないかと思っておりますから、意見を申し上げると同時に、お手伝いする立場で、支える立場で対応せないかんなどというようなことを思っておりますけれども、なかなか生活が厳しくなっている中で、年間1万円に近い金を払いなさいと言われてたら、困っちゃうと、こういうことがありますので、ぜひ御認識をお願いしたいと思います。

大字でよくあるのは、以前、税金のところでは言いました入会地の問題がありますね。例えば100軒の家があって、入会地があったと。それは共同の村の所有ですからね。そのとき100分の1を積算するわけですよ。大体5万円の値打ちあると。そこへ新たによそから転入者があったと。ほんなら、毎月の会費を払うだけじゃなくて、最初の入会金で5万円よこせと、こんな話があったりするんです。とてもじゃないけど払えないと。払えないから入らないということになるとどうなるかと、せつかくお付き合いちゃんとしたいなと、あるいは防災のときの対応で仲よくしたいなと思って、せつかくこのまちに、村に来たのにできないというふうになってしまうから、これはやっぱり、例えば区長自治会会長でこういう問題について、どういうふうな実態があるのかと、どういうことで区長さん、会長さんが苦勞しておられるのかということを交流したりして、町がお手伝いすることぐらいはしてもらわなあかんと思っておりますけど、どうですか、やりますか。

○議長(坂野佳宏君) 奥田企画部長！

○企画部長(奥田育裕君) ただいまの八尾議員のほうからおっしゃっていただいた区長会でこういった件について取り上げるかどうかでございます。町のほうにでも、私どものほうに住民の方から、議員がおっしゃっていただいているような協議費の関係であるとかいうことでお問合せをいただく場合というのがございます。区のほう

からこういう金額を示されたということで、この金額については、町のほうで何か定めているのかと、決まりがあるのかというようなお問合せでございます。それにつきましては、やはり地域の運営でのお話でありますので、当然、町として金額を指定しているものではないというお答えをさせていただくと同時に、必ずそういう問合せがあった場合には、地元の区長さんのほうに御連絡を差し上げて、こういうお問合せがありましたので、そういった協議費のお話をされる際には、どういう使途、また目的でこういう金額になっているのかということをしかりと説明してほしいということをお願いをしております。ですので、現在は区長会全体として、そういう会議の場などで、そういったところでお話しする場合がありますし、現状として、各それぞれ大字・自治会のほうでどれぐらいの協議費を集めておられるかというのも、私も3年ほど前に一度把握したことがございます。これは協議費の実態でございます。

それをちょっと一例でお話をさせていただきますと、町内には全部で41の大字・自治会ががございます。そのうち年間で、区自治会費2,000円から2,999円までの地区が1地区だけでございます。それから次、3,000円から3,999円、これが5地区でございます。次、4,000円から4,999円、これが9地区でございます。次、間が飛びまして、6,000円から6,999円、これが9地区、それから7,000円以上という地区が17地区ございました。これが私も3年前に把握した実態でございます。これ以上の細かい金額等は把握しておりませんので、こういったところの数字も各大字・自治会の区長さんのほうには、当時いろいろなほかのアンケート調査と併せてお渡しをして、ぜひこういった実態にあるということで、いろいろと先ほど議員がおっしゃっていただいたような、それぞれ区自治会の中で、そういった協議費のお話をまた機会があるときにお話ししたいということをお話をさせていただいたようなことはございます。以上でございます。

○議長(坂野佳宏君) 八尾議員！

○14番(八尾春雄君) なかなかナーバスな問題です。金が絡む話は慎重にしなきゃあきませんから、そのあたりちょっと丁寧に区長さんなり自治会の会長さんのフォローをしていただきますようお願いをして、最後の質問に入ります。停止線やら横断歩道のことについて書きました。それで認めておられるように、年1回要望書を出したけれども、なかなか解決の目途が立たないで、確かあのときは写真も付けて、毎回、毎年のようにずっと、解決するまでずっと大字・自治会が出し続けるので、もうかなわんと、そっち向いてそんなことだったと思います。だから、そのときには、問題が起きたら、その都度言うていただいたらいいと、こういうことなんです。

ところで、道路の安全性の確保というのは、私ら動いているときなんかでは、もうごくごく基本的なことです。それで提案でございますが、大字の区長さんやら自治会長さんをお願いするにしても、専用の申請用紙を町のほうで作っていただいて、この場所のこの箇所の白線が消えかけているので何とかしてくれということを自治会長に出したら、自治会長が取りまとめをして、町のほうへ出すということをもう少しスムーズにやっていただく必要があると思うんですが、どうですか。

○議長(坂野佳宏君) 山村町長！

○町長(山村吉由君) 各大字・自治会からの要望を止めようと指示したのは私でございます。それで、道路やそういった横断歩道の白線が消えているとかいうことを大字・自治会に要望しなさいというほうが間違いだった。道路管理者として、しっかり日頃から確認をして対応するというのが基本、ただ、全てが100%確認できるわけではないので、気が付いていないところは、文書で要望していただいたら助かるということを申し上げているわけでございますので、仕組みとしては、防犯灯とかカーブミラーの要望書は、担当のほうで様式として決まっておりますが、横断歩道とかそういったものを要望書として作ること自体が行政としてははずかしいと逆に思いますので、そういったことの様式を作ることはいかなるものかなと逆に思います。

○議長(坂野佳宏君) 八尾議員！

○14番(八尾春雄君) 町が作らないんだったら、みんなで考えて作って、それで気が付いた人があったら、都市整備課へファクス番号入れておいて流してよと、町はそんなこと区だとか自治会に言うていただくのははずかしいことやというふうに言うてるから直接やってというふうになりますよ、そりゃ。いや、僕が言っているのは、その近

くに住んでいる人が一番気が付きやすいから、できるだけ早い情報で確認をしたらいいのと違いますかという趣旨で言うてるわけですよ。別に立場がどうのこうのってないわけですよ。できるだけ速やかにやってもらいたいと思うからね。そういう点で、もう一度答弁してください。

○議長(坂野佳宏君) 山村町長！

○町長(山村吉由君) 情報を頂くのはありがたいですので、拒否しているわけではありません。また、SNSも使えますので、そういった仕組みも設けていく必要があると思います。写真を撮っていただいて、すぐ送っていただければ、場所も特定できますし、状況もすぐ分かると、そういった仕組みもつくっていく必要があると、防災にも活用できるというふうに思いますので、そういった方向でシステム化したらいいいのではないかと思います。

○議長(坂野佳宏君) 八尾議員！

○14番(八尾春雄君) 今、町長が言われたやり方は、私がいつもやっているやり方でございます、コンパクトカメラでパチッと写真撮って、住宅地図でこことかって言って、それをメールで町のほうへどんと行って、早いんですよ。物すごい早い。朝行ったら、大体昼には解決する。職員の感覚としたら、単車がこけてけがしたと、責任誰が取ってくれるんやって文句言われるより、事故のないほうがいいねと、とにかく早く行けいうて言っているんで、今町長が言われたとおりだと思いますので、もう少し考えて対応したいと思います。

それから歩車分離交差点の件なんですけれども、具体的に言うと、馬見北9丁目に都人という、今もうすし屋さんはやっていないんですけど、あそこの大きな交差点ありますね。あそこは真美ヶ丘第二小学校の通学路に当たっているんで、歩車分離交差点にしてもらいたいという要望を私承ったんです。要望は要望であるんですけど、果たしてそれが本当にいいかどうかというのは、また別の判断が要りますから、ちょっと研究してみる必要があるなということで、手続だけ伺いました。

歩車分離にするとどうい問題が起きるかということ、歩行者の信号無視が増えますね。車通りますやろう、今までだったら一つの流れで終わったら渡りますやんか。二つ流さなあかんから、信号無視多いんですよ、割り方。それから、自転車との接触の問題が心配だということがあるので、果たしてそのことが本当に地域の合意になるかどうかというのは、よく議論をしないといけないし、学校の通学路だっているんだしたら、学校の校長先生だとか含めて研究をしていただく必要があるなというようなことも思いますので、それはそれとして要望が出ているということで、御認識をいただきたいと思います。壇上で、私アンケートのこと言いましたけど、こういうのがいつも来るわけです。住民から言われているから、絶対それが正しいんだというふうにやっぱりなんのですね。経過があつてそういうふうになっていたり、あるいは逆に新たな心配が出てくるから、そのあたりをやっぱり一緒に考えながら進めていきたいもんだなと、こう思っております。

笠・ハリサキ線は、ちょっと書きましたけれども、赤部トンネルですけど、もう一回見てきましたけど、赤部トンネルは、歩行者、それから自転車は通行が禁止という標識が立っております。道路交通法上の標識でございますので、禁止されているところなんですね。じゃあ、自転車はどこへ行くのかといたら、歩道に上って、坂道上って行きなさいと、結局そういうことを言うているのに等しいわけです。ところが、よく考えてほしいんですよ。自転車は軽車両だから車道を走行するのが基本なんだと、こういうふうにずっと言ってきたわけです。ところが、その車道を通ろうと思っても、車道通ると、歩道通れと、これだと論理が飛躍しませんか。むしろ、あそこにしかるべく自転車が通るような仕組みということをやっぱり考えなかったのかなと、今さらにながらに思うんですけど、この赤部トンネルができたのは、前の議員のときなんですから、ちょっと分かりませんが、そのあたりどうい研究をしているんですか。どうい結論であいうふうになったんですか。

○議長(坂野佳宏君) 中川理事！

○理事兼事業部長(中川 保君) トンネル内の自転車の走行ということについては、警察、公安委員会ですけど、安全を第一に検討されます。ですんで、トンネル内というのは、トンネルの壁、車と自転車が接触したら挟まれてしまう可能性がありますので、重大な事故になる可能性が高いということで、県内のトンネルでも、迂回路、代替通路がある場合は自転車を通さないというところが多ございます。ですんで、かなり広い、路肩に余裕

があるところでも、自転車通行しちや駄目というふうな規制をされております。ですんで、多分、建設当時に警察との協議の中で、できるだけトンネル内通行しなくてもいいように、道路を整備してくださいというふうなことも言われているんじゃないかと私は思います。ですんで、今通りやすさという部分で考えれば、トンネル内を通行するのは非常にレベルなんで、簡単なんですけれども、安全という面で考えると、やはり今の状態がベストじゃないかなというふうに考えております。以上です。

○議長(坂野佳宏君) 八尾議員！

○14番(八尾春雄君) よく分かる答弁でございました。私も大体そういう認識でおるところでございます。

それで、走行車のモラルの問題になるんですが、ごみの投棄が非常に多いです。これせんだって、都市整備課に通報いたしましたら、すぐに回収をさせていただいたんですが、町の職員がされたのか、どうもボランティアの人も関与していたような感じがいたします。朝5時ぐらいにあそこをうろちょろしているおっちゃんおりますねん。それでごみ拾ってますねん。わし、ひきそうになった。危なくてかなわんから。もうだからあそこを入るときには、低速にしていけますけど、だから、もし御存知であれば、あそこ危ないよと、だから入り口と出口のところちょっと蓋して、安全な作業しないと駄目だから、勝手なことするとか何か言っていただけたらいいんじゃないかなと、こういうふうに思っております。

そんなことで、ホームページなどでどこをどういうふうにとったらいいのかは言いますよと言うてるけど、これなかなか難しいんですよ、本当に。それで、公共施設の再配置計画などにもありましたけれども、交通公園なくすと書いてあるんですね、確か。書いてあるでしょう、交通公園。だから学校行っている児童生徒であれば、学校で言いますわな。親に対して教育する場というのはなかなかないんですよ。どないしようと思ってるのか。これは非常に難しいんです。担当の職員にも私聞いています。自転車走行って一番難しいですねと言うてあります。だからみんなちょっと相談したいと思ってるんですけど、大人に対してどういうふうに対応したらいいのかわ。

例えば言いますけど、五位堂の駅のあのロータリーありますやんか、あの歩道、あそこは自転車走行可になっていないんです。だから70歳以上の人か13歳未満の人であれば、歩行者に気をつけて行けるんですが、あんなもん全く無視や、物すごい朝忙しいからね。そんなようなことがあるわけです。だからそれをどういうふうにアピールして分かっていたか。けがさせてしまたら、大体最近では、保険屋さんの情報によると、1億円近い賠償をしなきゃいけないというようなことがあって、今年の4月から保険に加入することが奈良県の条例で決められたと、こういうことになっているから、自転車屋さん尋ねると、登録をさせていただいたところにはそういう情報は頻繁に言うようにしていますけれども、ということは言うておられるんですけど、そのあたりどういうふうに考えています。周知をどういうふうにしたらいいか。

○議長(坂野佳宏君) 吉田総務部長！

○総務部長(吉田英史君) 議員お考えのとおり、非常に難しい問題であると考えております。子供でしたら、交通教室等で指導する場もあるんですけども、なかなか大人はそういう場がない。ホームページで載せたとしても、見てもらえなければなかなか分からない。あとは、指導員のほうが町内巡回をしたりしておるんですけども、なかなかそれも行き渡らない面もございます。ここは警察とも協議しながら、やはり警察の取締り、指導というのが一番効くとは思っていますので、そこは警察との連携を取っていきたいと思っております。

○議長(坂野佳宏君) 八尾議員！

○14番(八尾春雄君) 終わります。

○議長(坂野佳宏君) 以上で、八尾春雄議員の一般質問は終了いたしました。

しばらく休憩します。